

## 障がい者就労施設等の供給物品等調査要領

### 1 目的

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、障がい者就労施設等が供給できる物品及び役務について整理し、周知することで、障がい者就労施設等の受注の機会の増大を図ることを目的とする。

### 2 調査対象

- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所（A・B型、基準該当を含む）
- ・ 生活介護事業所（生産活動を行うものに限る）
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 小規模作業所（障害者等共同作業所等）
- ・ 障がい者を多数雇用している企業（障害者雇用促進法の特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所）

### 3 調査手順

下記ホームページの掲載内容を確認した上で、以下により調査票を提出してください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/shuurou/yusen.html>

#### (1) 掲載されていない事業所

- ・ 別紙調査票に貴所で製造・請負が可能な物品又は役務（以下「物品等」という。）について記載してください。
- ・ 調査票は施設区分ごとに作成してください。ただし、多機能事業所等であって、業務の内容がほぼ同じ場合は、代表とする施設区分の調査票のみ作成してください。

#### (2) 現在ホームページに掲載されている事業所

- ・ 掲載内容に修正（追加・削除等）がある場合は調査票を提出してください。変更がない場合は、提出不要です。

### 4 調査項目

- ・ 運営法人名等の貴所の情報、施設区分、作業内容について記載してください。
- ・ 作業内容については、下記の分類から該当するものを選択し、その内容について記載してください。
- ・ 物品又は役務が、複数の分類にまたがる場合は、主要な部分により判断して分類してください。

#### (1) 物品分類

##### ア 農産

例：野菜、米、花 等

##### イ 加工食品

例：パン、焼き菓子、お茶 等

##### ウ 縫製品

例：白衣、エプロン、作業服 等

##### エ 工芸品

例：陶器、木工品、織物、装飾品 等

オ その他物品

ア～オにあてはまらない製品

(2) 役務（サービス）分類

ア 印刷

例：冊子、チラシ、パンフレット、名刺、封筒、織物印刷 等

イ 清掃作業

例：床清掃、道路等清掃、草刈り 等

ウ 農作業（施設外に限る）

例：田植え、摘果、収穫作業 等

エ リサイクル

例：古紙、ペットボトル等回収 等

オ 情報処理

例：ホームページ作成、WEBシステム制作、筆耕作業 等

カ その他役務

ア～エにあてはまらない役務